



税理士 山本 善通 氏

ちょっと

教えて

Q&A

Question

役員報酬減額

当組合が実施している共同購入事業は、新型コロナウイルスの影響を受け、事業に大きな損失が出るのが予想されています。この場合に、法人税の取扱いでは、年度の途中で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースもあると聞いています。

今回の新型コロナウイルスの影響は、「業績悪化改定事由」に該当するのでしょうか？

また、毎年の改定時期も総会開催遅延のため、ズレ込む予定です。この場合の遅延についても、考慮されますか？

Answer

【概要】

現行の法人税法では、定期同額給与として役員給与の損金算入が認められるのは、原則として、定期の給与として、その事業年度内の各支給時期における支給額が同額である事が要件となっています。

今回の相談のように、期の途中で減額する場合は、経営状況の著しい悪化として「業績悪化改定事由」に基づく事が要件とされています。

具体的には、法人税基本通達（9-2-13）において次のように示されています。

「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいうのであるから、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどはこれに含まれないことに留意する。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響による業績の悪化は、業績悪化改定事由（法人税法34条1項1号、法人税法施行令69条1項1号八）に該当するものと考えられます。

また、毎年の給与額改定時期の要件も「特別の事情があると認められる場合」に該当するものと考えられます。（法令69①-イ）

【参考】

上記の内容は、国税庁H.P「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」（法人税に関する取扱い（問6）「業績が悪化した場合に行う役員給与の減額」（4月13日追加））において公表されていますので、参考にして下さい。

【事前確定届出給与（同法第34条第1項第2号）について】

新型コロナウイルスの影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ定時総会を延期することとなったことに伴い、事前確定届出給与に係る定めについての総会等の決議が例年の総会等の決議の時期より遅れることとなったため、法人税法施行令第69条第4項第1号に定める届出期限（4月経過日等）までに事前確定給与に関する届出ができない場合は、国税通則法第11条に基づく届出期限の延長が認められます。